

その他業務委託

入札参加資格登録をされている皆様へ

豊田市長 太田 稔彦

## その他業務委託における最低制限価格制度の導入について（お知らせ）

日頃は豊田市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

その他業務委託においては、受注競争が激しさを増し低価格の契約が増大する中、本市が基本理念に掲げている「豊田市公契約基本方針」に基づき、企業が安心して受注し、そこで働く労働者の賃金や労働条件の悪化を防ぐことを目的として、その他業務委託の案件の一部に最低制限価格制度を導入します。

事業者の皆様におかれましては、制度の内容をご理解いただくとともに、今後とも本市の入札契約制度へのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 導入の概要

##### （1）対象となる案件（予定）

業務の性質・内容からみて委託費に占める人件費の割合が高く単価の低い役務契約で設計金額50万円超の入札案件。（ただし、総合評価方式で実施する案件を除く。）

以下の業務を予定しています。

- ・ 清掃業務・・・建物清掃、公衆トイレ清掃
- ・ 警備・・・施設警備（機械警備を除く）
- ・ 植物管理・・・除草・草刈、草花管理
- ・ 受付・・・受付業務

具体的な対象案件については、指名通知（指名競争入札）又は入札公告（一般競争入札）において明記します。

##### （2）導入期日

平成25年12月24日以降に指名通知又は公告する案件から適用

##### （3）設定基準

予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において定めた額

#### 2 最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った入札は失格となり落札者となることができません。また、初度入札において最低制限価格を下回った場合は再入札に参加することができません。（再入札において落札者がなく、随意契約に移行した場合においても同様）

